

### ○個別避難計画作成に向けたこれまでの取組

これまで全国では、災害の度に高齢者等の避難行動要支援者が犠牲になっていた。要支援者の避難支援のために個別避難計画作成が有効であるとされていたが、計画作成にあたり市町の防災担当と福祉担当の連携がとれていない、地域住民のつながりが昔に比べて希薄化してきていることなどの課題が浮き彫りになってきた。こうした課題を踏まえ、兵庫県では、ひょうご防災減災推進条例(H29.3)を制定し、自主防災組織等に個別避難計画作成に取り組むように促すとともに、適切な自助・共助・公助の推進や、防災と福祉の連携等を通じて、市町等の取組を促進するために災害時要援護者支援指針の改訂(H29.9)を行った。

この条例や指針に沿って、平常時からの市町及び地域における防災・福祉関係者間の連携を深め、高齢者や障害者等の当事者参画のもと、より実効性の高い災害時要援護者支援や個別避難計画の策定等を促進することとし、防災と福祉の連携による個別避難計画作成のモデル事業を実施することとした。

平成30年度は2市町、令和元年度は36市町でモデル事業として実施し、令和2年度から全県事業として実施している。令和3年度はこの防災と福祉の連携の取組として、市町職員対象の研修会や意見交換会、福祉専門職対象防災対応力向上研修、シンポジウムなどを実施した。

### ○個別避難計画を作成する取組に対する関係者の意気込み等

防災と福祉が連携した個別避難計画作成事業を開始してから、当該事業への関心は非常に高く、市町もモデル事業に36市町が参画するなど熱意が感じられる状況であった。また、コロナ渦において地域活動が停滞する中、避難行動要支援者の避難支援のために、福祉関係者も熱心に研修会等に参画している。担当課としても個別避難計画作成に向けた取組をこれまで以上に推進していく。

### ○個別避難計画を作成して良かったという声など

防災と福祉が連携した個別避難計画作成事業において様々な声を頂いた。例えば、「実効性のある計画を作成でき、避難訓練を通じて自分たちにも支援が可能であることを実感できた。（自主防災組織）」「地域住民と留意事項を共有し、災害時の支援体制を構築できた。（福祉専門職）」など、取組を前向きに評価する声を聞いている。

## ○モデル事業の1年間における取組のポイント

今年度のモデル事業を実施するにあたり、これまで取り組んできた防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業に加えて、災害対策基本法改正やそれに伴う避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針の改訂を踏まえ、情報の共有化や優先順位を付けた個別避難計画の作成に向けた取組を進めた。

令和3年9月には第1回市町意見交換会を実施した。県内市町の担当者（地域包括支援センターや社会福祉協議会等、本事業に関係する機関の職員を含む）を対象に、防災と福祉の連携による個別避難計画作成の促進などについて、意見交換を通じて学び、今後の各地域の対策や個別避難計画作成に生かしていただくこととした。会ではブレイクアウトセッションによる意見交換と情報共有を行い、防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業の進捗状況と事業推進課題の抽出をはじめ、個別避難計画作成について様々な意見が出た。

第2回市町意見交換会は11月に開催し、市の事例発表を行うとともに、第1回よりテーマを絞り込み、「避難行動要支援者名簿の精査について」「個別避難計画作成の優先順位の検討について」「庁内連携で難しかったところ」「自主防災組織への働きかけで工夫した点」などについて市町を4ブロックに分割し、各ブロックにファシリテーターを置いて、意見交換を行った。各市町からは、事業の困難な点や苦労していること、現状や課題などについて様々な意見が出るなど、非常に活発な意見交換会となった。

さらに当該モデル事業の締めくくりとして、2月18日に「防災と福祉の連携促進シンポジウム～地域で取り組む高齢者・障害者の避難支援～」を開催した。基調講演では平成30年度の西日本豪雨で担当していた知的障害者親子が亡くなった永田拓倉敷地域基幹相談支援センター施設長をお招きして基調講演を行い、ご自身の経験から防災視点の利用者支援の実際について語っていただいた。後半のパネルディスカッションでは、立木茂雄同志社大学社会学部教授、重永将志内閣府政策統括官(防災担当)付参事官（避難生活担当）にご参加頂き、最新のトピックなどに加え、防災と福祉が連携した個別避難計画作成の今後の展開について、議論頂いた。全国から650名を超える参加者を得て、非常に盛況であった。参加者アンケートの結果も概ね好評であった。

また、年度後半には、市町へのヒアリングを実施し、避難行動要支援者名簿の精査や個別避難計画の作成等について課題の抽出や改善点について意見交換を実施した。（11市町をヒアリング）

### ○令和3年度末時点での課題

- ・コロナによる自主防災組織等の活動の停滞に伴う個別避難計画作成等が進んでいない。
- ・市町の限られた予算・体制の中で、個別避難計画作成の優先順位を整理し、計画作成を進めることへの負担感がある。一方で、個別避難計画作成事業の財源について、交付税措置がされているものの、予算化していない市町があるなど、市町の体制・取組にばらつきがあるので、個別避難計画作成を推進する取組を促す必要がある。
- ・市町では、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組支援などに基づく、5カ年での個別避難計画作成や優先度を踏まえた個別避難計画作成、体制整備など、法改正や指針改定を踏まえた取組が進んでいない。
- ・法定事項を充たしていない個別避難計画について、法定要件を満たした個別避難計画に転換していく取組を促す必要がある。
- ・特別の条例を定めることで、平時から避難行動要支援者名簿を地域団体等に提供できることとなっているが、当該条例を策定している市町がまだまだ少ない。個別避難計画情報についても同様の条例によって提供できることとなっており、今後条例制定を促進する必要がある。

### ○今後の対応の方向性（※事業関係等県議会等で審議中のため今後変更の可能性あり）

今年度末に兵庫県災害時における要配慮者支援指針を定め、個別避難計画の優先作成等について考え方（基準例）を示すこととしている。今後は市町ごとの5カ年の計画作成を促進するなど、県全体として個別避難計画を計画的に進めていくこととする。

事業面では防災と福祉の連携による個別避難計画作成の促進を実施するとともに、市町職員や福祉専門職対象の防災対応力向上研修に加え、自主防災組織等を対象とする研修の開催を行う。

また、市町研修や意見交換会、ヒアリング等を通じて上記課題について現状確認を行うとともに、課題解決に向けた取組を促す。

## ○優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ

### 避難行動要支援者の範囲の見直し

- ・心身の状態の判断基準から、避難行動要支援者名簿を精査する。

### 土地のハザードの確認による優先作成地区の策定

- ・浸水想定区域など地域におけるハザードがある地区ごとに避難行動要支援者数を算出し、その人数の多い地区を優先作成地区とする。

### 地区ごとの個別避難計画作成方法の振り分け

- ・優先作成地区ごとに、地域におけるハザードの状況、対象者の心身の状況、独居等の居住の実態など3つの要素で、市町主導の個別避難計画作成か、本人・地域による個別避難計画作成かの作成方法の振り分けを行う。

### 調整会議を開催し個別避難計画を作成、防災訓練の実施

- ・個別避難計画作成の推進体制を整備した上で、調整会議を開催し、地区ごとに個別避難計画を作成する。また、作成した個別避難計画に基づく防災訓練を実施し、訓練の検証結果に基づき、必要があれば個別避難計画を修正する。

### 個別避難計画情報の地域への提供

- ・本人の同意を得た場合又は条例の特別の規定に基づき、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。

防災と福祉が連携し作成した実効性のある個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難支援体制の確立